

国際交流基金バンコク日本文化センター

後援名義使用承認申請要領

国際交流基金バンコク日本文化センターは、日本との文化芸術交流、日本研究・対話そして、日本語教育の促進に資する優良な事業に対し、名義の使用を承認して支援します。

1. **対象事業の種類：** 次のような事業が対象となります。

- (1)公演、展覧会、映画会、講演会、会議、セミナー、コンクール等の催し
- (2)人物交流事業
- (3)資料の作成・発行
- (4)その他の国際文化交流事業

対象事業の条件： 次の条件をすべて満たしてはなりません。

- (1)国際相互理解又は国際友好親善の促進に資すると認められること。
- (2)実現可能な適切な計画であること。
- (3)営利目的でないこと。
- (4)宗教的、政治的目的を有するものでないこと。
- (5)公の秩序を乱すものでないこと。

2. **申請者：** 申請者は、申請する事業の主催者であり、次のいずれかに該当するものとします。

- 国もしくは地方自治体の機関、または、その他の政府関係機関
- (2)外国公館
- (3)公益法人
- (4)その他の団体等で事業遂行能力が十分であると判断されるもの。

3. **国際交流基金名義の種類**

- (和)国際交流基金バンコク日本文化センター
- (英)The Japan Foundation, Bangkok
- (タイ)เจแปนฟาว์นเดชั่น กรุงเทพฯ

4. **名義の使用を承認された申請者の義務**

名義の使用を承認された場合、申請者には主として次のことが義務づけられます。

- (1)使用を承認された名義を、適正な表示をもって広報すること。
- (2)事業終了後、その結果を速やかに報告すること。
- (3)事業内容に変更が生じた場合、中止になった場合には、速やかに通知すること。

5. **申請手続**

- (1)申請者は、「国際交流基金後援名義使用承認申請書」に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに、メールで提出してください。
- (2)申請書は当該事業の開始予定日の2週間前までにご提出下さい。
- (3)申請内容によっては、追加資料の提出を求められることがあります。
- (4)申請書提出先より後援名義付与の承認・不承認の連絡があり、承認の場合は追ってロゴのデータ等をお送り致します。

申請書の提出先等が不明の場合は、以下までお問合せください。

国際交流基金バンコク日本文化センター総務部
電話:(66)2 260 8560 メール:info_JFBKK@jpf.go.jp